

和光市勤労福祉センターアスレチックルーム活用事業者公募型プロポーザルに関する
質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	今回アスレチックルーム内で行う事業にて定める金額は条例化されるのでしょうか。	アスレチックルーム内で事業者が実施する事業については、市が一般にアリーナや会議室等の室場を貸し出すことと区別し、当該事業の使用料を条例では定めないこととします。
2	現時点で想定されているプレゼンテーションの時間はどの程度でしょうか。	プレゼンテーション20分間、質疑応答20分間を予定しています。
3	清掃用具をアスレチックルーム内の倉庫に入れることは可能でしょうか。	アスレチックルーム隣の指導員室は貸付の範囲に含めておりません。清掃用具等の保管は、貸付事業者においてアスレチックルーム内にロッカー等を設置する等により保管していただくこととなります。
4	アスレチックルーム内で行う事業の名称は受託会社が自由に定めて宣伝・実施をしても問題ないでしょうか。(〇〇ルームなど) それとも、宣伝にあたっては和光市勤労福祉センターアクシスの名前を含めなければいけないなどの制約はあるでしょうか。	アスレチックルーム内で行う事業の名称は、貸付事業者の任意となります。
5	準備・周知期間においても賃料は発生するのでしょうか。	準備・周知期間を含めた契約期間を令和9年4月1日からの4年間と予定しております。 プロポーザル実施要領p2(2)その他の費用に「事業にかかる設計、整備、維持管理、修繕等の費用については貸付事業者の負担とする」と記載しておりますが、準備・周知期間の賃料についても貸付事業者の負担に含まれるものとします。